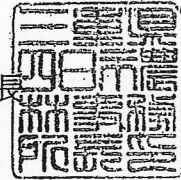


四 農 第 5 2 9 9 号
令和 3 年 11 月 19 日

三重県鈴鹿市住吉四丁目 21 番 13 号
株式会社アンリミテッド
代表取締役社長 吉田 雅一 様

三重県四日市農林事務所長



開発行為届出書の受理について（通知・指導）

令和 3 年 10 月 22 日付けで提出のありました、三重県自然環境保全条例（以下「条例」という。）第 34 条第 1 項の規定による開発行為届出書については、これを受理しましたので通知します。

届出のあった開発行為の対象地域は、三重県レッドデータブック 2015 に希少野生動植物主要生息生育地（ホットスポットみえ。同書 723 ページ。）として掲載された生物多様性の保全上重要な地域に該当します。また、当該開発行為は、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条の規定により鈴鹿市長が許可を受けて設置する公園施設であるため、三重県自然環境保全条例の趣旨及び当該開発行為の公益性に鑑み、下記 2 の事項に留意されるよう強く求めます。（この留意事項は、三重県行政手続条例（平成 8 年三重県条例第 1 号）第 4 章に基づく行政指導です。）

なお、届出事項を変更しようとするときは、あらかじめ条例第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為変更届出書を、開発行為が完了したときは、完了した日から起算して 14 日以内に同条例施行規則第 38 条の規定に基づく開発行為完了届出書を提出してください。

記

1 開発行為の概要

(1) 開発行為の場所

三重県鈴鹿市住吉町字一本松 6776 番 外 2 筆

(2) 開発行為の面積

60,851.61 平方メートル

(3) 開発行為の目的

屋外運動競技施設の用地の造成（サッカースタジアムの建設）

2 留意事項

- (1) 当該届出書において、当該開発行為の対象地（以下「開発地」という。）が希少野生植物等を多数確認している湿地を含まないものの、当該湿地が希少野生植物等の移植先とされている。

しかしながら、当該届出書では、開発地一帯における湿地性植物等の立地条件（詳細な地質構造や地下水の挙動等、湿地の形成メカニズム）が届出制度上把握できないため、当該開発行為により移植先とされた湿地が今後維持できないと予測される場合は、当該届出内容の保護対策の変更が求められる。

このため、当該開発行為に着手する前に、開発地及びその周辺域において湿地性植物等の立地条件に関する調査を実施し、当該調査内容を記録に残すとともに、当該届出内容の保護対策について再確認を行うこと。

- (2) 当該開発行為の施行により、開発地一帯に濁水が流出し、野生動植物に著しい支障を及ぼすことがないように、細心の注意を払うこと。

事務担当 森林・林業室 林業振興課
江上・榊原
電話(059)352-0655 / Fax(059)352-0765

四 農 第 5 2 9 9 号
令和 3 年 1 1 月 1 9 日

鈴 鹿 市 長 様

三重県四日市農林事務所長

開発行為届出書の受理について（通知・依頼）

このことについて、下記の者から三重県自然環境保全条例第34条第1項の規定による開発行為の届出があり、これを受理しましたので、三重県自然環境保全条例に基づく開発行為届出制に係る事務処理要領第7の規定により通知します。

なお、当該開発行為の対象地域は、三重県レッドデータブック2015に希少野生動植物主要生息生育地（ホットスポットみえ。同書723ページ。）として掲載された生物多様性の保全上重要な地域に該当すること、また、当該開発行為は、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の規定により貴市長が許可を受けて公園施設を設置するものであるため、当該開発行為の施行に際しては、三重県自然環境保全条例の趣旨及び当該開発行為の公益性に鑑み、当該施設設置の工事及び管理を行う者に対し、自然環境の保全に遺憾のないよう十分な指導をお願いします。

記

1 届出者

三重県鈴鹿市住吉四丁目21番13号
株式会社アンリミテッド
代表取締役社長 吉田 雅一

2 開発行為の概要

(1) 開発行為の場所

三重県鈴鹿市住吉町字一本松6776番 外2筆

(2) 開発行為の面積

60,851.61平方メートル

(3) 開発行為の目的

屋外運動競技施設の用地の造成（サッカースタジアムの建設）

事務担当 森林・林業室 林業振興課
江上・榊原
電話(059)352-0655 / Fax(059)352-0765

四 農 第 5 2 9 9 号
令和 3 年 1 1 月 1 9 日

農林水産部みどり共生推進課長 様
県土整備部都市政策課長 様

三重県四日市農林事務所長

開発行為届出書の受理について (情報提供)

このことについて、下記の者から三重県自然環境保全条例第 3 4 条第 1 項の規定による開発行為の届出があり、これを受理するとともに、別添 (写) のとおり届出者及び鈴鹿市長に通知等をしましたので情報提供します。

記

1 届出者

三重県鈴鹿市住吉四丁目 21 番 13 号
株式会社アンリミテッド
代表取締役社長 吉田 雅一

2 開発行為の概要

(1) 開発行為の場所

三重県鈴鹿市住吉町字一本松 6776 番 外 2 筆

(2) 開発行為の面積

60,851.61 平方メートル

(3) 開発行為の目的

屋外運動競技施設の用地の造成 (サッカースタジアムの建設)

事務担当 森林・林業室 林業振興課
江上・榊原
電話(059)352-0655 / Fax(059)352-0765